

令和7年那審第1号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年6月9日10時30分

沖縄県糸満漁港

2 船舶の要目

| | | |
|-----------|-----|-----------|
| 船 種 | 船 名 | 漁船A |
| 総 ト ン 数 | | 14トン |
| 全 | 長 | 20.70メートル |
| 機 関 の 種 類 | | ディーゼル機関 |
| 出 | 力 | 510キロワット |

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー2台、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えた、まぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生3人が乗り組み、操業の目的で、船首1.2メートル船尾2.7メートルの喫水をもって、令和6年6月5日10時00分糸満漁港の係留地を発し、翌6日00時00分沖縄県久米島北西方沖合の漁場に到着したのち、操業を繰り返し、翌々8日22時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、糸満漁港北部では、同漁港の第2防波堤（北）から糸満フィッシャリーナまでの沿岸にさんご礁（以下「糸満礁」という。）が南方方向に最大約200メートル拡延していた。

a受審人は、糸満漁港の西水路付近を数回航行した経験を有し、糸満礁の存在を承知しており、帰航する際、糸満港西水路第3号灯浮標（以下、灯浮標については、「糸満港西水路」の冠称を省略する。）と第4号灯浮標の間を東行したのち、第5号灯浮標と第6号灯浮標との間に向けて入港していた。

a受審人は、糸満漁港に入ると、周囲が見渡せるよう操舵室の屋根に移動し、コントローラー式遠隔操縦装置を操作して目視で操船に当たり、翌9日10時25分少し前糸満港南水路第3号立標（以下「糸満立標」という。）から347度（真方位、以下同じ。）1,020メートルの地点で、針路を078度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時28分僅か過ぎ糸満立標から014度1,120メートルの地点で、第5号灯浮標と第6号灯浮標の間に向けるために左転し、針路を047度とした。

左転したとき、a 受審人は、糸満礁まで300メートルとなり、その後糸満礁に向首接近する状況であったが、技能実習生と会話することに気をとられ、目視で付近の航路標識との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、糸満礁に向首したまま続航し、10時30分糸満立標から021度1,380メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、糸満礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船底外板及びシューピースに擦過傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、糸満漁港において、帰航する際、船位の確認が不十分で、糸満礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、糸満漁港において、帰航する場合、糸満礁に乗り揚げる事のないよう、目視で付近の航路標識との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、技能実習生と会話することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、糸満礁に向首接近する状況に気付かないまま進行して糸満礁に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也